

熊本県告示第 491 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により、指定居宅支援事業者の変更の届出があった。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 つつじヶ丘学園 つつじヶ丘学園短期入所事業所 児童短期入所	事業所の所在地	球磨郡須恵村 4180 番地の 1	球磨郡あさぎり 町須恵 4180 番 地 1	平成 15 年 4 月 1 日
	主たる事務所の 所在地	球磨郡須恵村 4180 番地の 1	球磨郡あさぎり 町須恵 4180 番 地 1	平成 15 年 4 月 1 日

熊本県告示第 492 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
東洋開発有限会社介護事業部 熊本市御領五丁目 1 番 1 号	東洋開発 有限会社	平成 15 年 4 月 24 日

熊本県告示第 493 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
西合志デイサービス「向日葵」 菊池郡西合志町御代志字北原 812-2	特別医療法人 萬生会	平成 15 年 4 月 1 日

熊本県告示第 494 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
身体障害者居宅介護事業所ともだち 芦北郡芦北町大字芦北 2324 番地 1	社会福祉法人 志友会 芦北郡芦北町大字芦北 2813 番地 篠原 千鶴	平成 15 年 4 月 1 日	43000100133114	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 495 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子